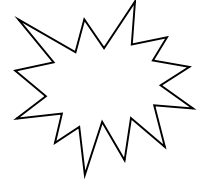


<p>国鉄改革完遂！          当たり前の労働運動を          前進させよう！          JR 東海労に          結集しよう！</p>	<p>J R          東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部          〒420-0851 静岡市葵区黒金町 68 番地          N T T 054-284-3608          発行責任者 半場弘恭          2018年9月11日 6</p>
--	-----------------------------	-----------	---

# とにかく年休が出ない！



## 原因は要員不足！

## 2018 年度協約・協定改訂パート 3

毎年、年休を希望日に使用できず生活設計ができないで困っていませんか？計画や予定を断念してしまうことはありませんか？会社は、あきらめ感を持たせ、少ない要員で仕事をまわそうとしています。そのため年休が使用できず失効しています。J R 東海労は希望日に年休が使用でき、年休失効させないために協約・協定改訂交渉で以下のように交渉しています。

組合：ほぼ毎日走らせている臨時列車は交番に載せる。また、ピーク時に合わせて要員配置する。繁忙期に研修センターに入所させることは控えるなど努力せよ。年休を申し込んでいるのに失効するような状況は納得できない。年休を確実に取得することは、社員にとって最も大切なことだ。

会社：大切なことはその通りである。年休を付与できる環境を作っていく考えである。年間 20 日取得できるよう計画している。

組合：その結果が 17 日ではないか。

一方会社は、要員不足を休日出勤で埋め合わせています。失効した年休は年度毎に 5 日まで保存休暇とされますが累積日数が 20 日となればその後は保存休暇になることなく消滅してしまいます。失効している年休は毎年相当な数と考えられます。会社は、失効した年休の人数や総日数も明らかにしません。都合の悪いことは隠しています。希望日に年休使用ができない社員や年休が失効する社員の犠牲の上に会社は成り立っているのです。

J R 東海労は年休失効しない要員確保を要求しています。年休は法律で定められた有給の休暇であり労働者の権利です。要員不足は会社の責任です。現在、理不尽な会社の姿勢を許さず、失効した年休の損害賠償裁判も闘ってきています。